

違憲とする憲法解釈が結晶化したものであるのです。とすれば、安保条約改定の昭和35年の後の昭和47年に吉国内閣法制局長官等が、この条約第3条と矛盾する「限定的な集団的自衛権行使」を容認する政府見解を作成し、国会に提出する訳がないのです。しかも、第一章で同様にご説明したように、日米安保条約及び日米同盟を根幹からひっくり返すような憲法規範の大変更を、何の政治的、行政的な、更には米国との調整も無しに行う訳などあり得ないのです。

## 7. 日米安全保障条約第6条に基づく在日米軍基地の本質

### —— 米国が超大国たるための絶対条件

このように、日米安保条約第3条の存在だけで、安倍総理の日米同盟が壊れるなどという主張は全くのどまかせであることが明らかになりました。さらに、そうしたことが、主権国家間の条約に拠るのみならず、日米両国が日米同盟から得ている国益の観点などからも、本来の政策論とはまったくかけ離れた国民を欺く暴論であることをご説明します。

それは、今でも、そして将来においても、日米同盟は、米国にとってもこの国の同盟関係にもあり得ないほどに死活的に最重要の同盟関係であるということです。つまり、米国は、日米同盟をいささかも軽んじたり、ましてや破棄したりすることは絶対できないし、また、それが故にいざという時には米国は日本防衛の義務（安保条約第5条）を果たさない訳にはいかないと意味で、日米同盟の抑止力は今も強固であり、将来においても強固であり続けるということです。

その理由は、日米安保条約第6条に基づき、日本が米国に提供している日本国内の在日米軍基地の米国の世界戦略における、他に代替不可能な、圧倒的な価値によります。

この政府の図に、日本国内の在日米軍基地の概要が記されています。以下、在日米軍のHPなどの公式資料と防衛省の調査報告をもとにその役割等をご説明します。

まず、米海軍ですが、横須賀に世界で唯一の米国以外にある空母の母港を有しています。そして、この横須賀基地を母港とする空母機動艦隊である第7艦隊は、米海軍最大の前方展開艦隊であり、80隻の水上艦及び潜水艦、

140機の航空機並びに約4万人の将兵で構成され、その責任地域は、東西が日付変更線（ハワイ周辺）から印パ国境線の通る東経68度まで、南北が千島列島から南極までの総計1億2400万平方キロに及び、そこには、38の海洋国家と中国、ロシア、インド、北朝鮮及び韓国の5つの陸軍大国が含まれるとともに米国が相互防衛条約を結んでいるフィリピン、豪州、ニュージーランド、韓国、タイ及び日本の国々が含まれており、世界人口の約半数が暮らしている、とされています。分かりやすくいうと、東シナ海、南シナ海からインド洋まで、その担当範囲が及ぶことになります。なお、アラビア海とバルシャ湾を担当する第5艦隊は中身のない艦隊であり、第7艦隊はその補完艦隊の役割も担っています。そして、この第7艦隊は、インドアジア太平洋地域において前方プレゼンスを行い、年間に約100回の二国間又は多国間演習及び約200回の寄港を行って、地域の安全と安定に寄与している、としています。なお、米海軍は、厚木にある海軍航空基地に、第7艦隊の原子力空母に搭載する航空機を保有しており、この第5空母航空団は、米海軍で唯一の前方展開空母攻撃群とされています。

いかがでしょうか。この第7艦隊は、米国にとって、世界で一番重要な海と地域における軍事的プレゼンスを実効的に保持するために絶対的に必要不



可欠な軍事力であり、その基盤を提供しているのが日米安保条約に基づく横須賀海軍基地なのです。つまり、米国は日米同盟なくして、中東からアジア太平洋地域に至るまで軍事的なプレゼンスを実効的に保持できない、さらに、別の言い方をすれば、米国は日米同盟なくして一秒たりとも超大国たり得ないのです。(また、米海軍は、佐世保にも海軍基地を保有し、揚陸艦、機雷掃海艦などを保有しています。)

次に、米空軍を見てみましょう。横田基地に在日米軍司令部を有する米空軍は、沖縄の嘉手納に、米国空軍最大の戦闘航空団である第18航空団が所在する太平洋最大の空軍施設である嘉手納基地を有しています。この第18航空団の任務は、「嘉手納空軍基地のホスト部隊として、アジア・太平洋地域の平和と安定を促進し、私たちの同盟国の共同防衛を確かなものとし、並ぶものがない米国のグローバルに關与する能力を強化する主要な選択肢を提供するための、無類の戦闘航空戦力と前方展開の基礎を提供すること」とされています。そして、米空軍は青森三沢にも、第35戦闘航空団が所在する三沢基地を有しています。

この嘉手納基地、三沢基地は、北朝鮮と対峙している韓国内の基地を除いて、米軍が中東からアジア太平洋地域に有する米国以外の唯一の空軍基地になります。このことから、やはり日米同盟なくして、米国がアジア太平洋地域に軍事的プレゼンスを実効的に保持することができないことが容易に理解できます。特に、その嘉手納基地の米軍における軍事的な重要性については、マイケルアマコスト元米駐日大使は「米空軍にとっては王冠の宝石のような存在」(朝日新聞 2015年6月23日朝刊)と形容しています。

さらに、米海兵隊を見てみましょう。米軍の海兵隊は三つの「海兵機動展開部隊」という大きな部隊単位から構成されているのですが、そのうちの二つの機動展開部隊は米国本土の西海岸と東海岸に所在し、唯一海外に所在するのが沖縄の第3海兵機動展開部隊なのです。そして、この機動展開部隊には、海兵隊で、唯一常時前方展開している即応部隊であり、アジア太平洋地域での有事の際には最初に選ばれる初期対応組織とされる第31海兵遠征部隊や、普天間基地に所在する第36海兵航空群などが所属しています。また、海兵隊は、山口県岩国に第12海兵航空群の航空基地を有しています。

この沖縄の海兵隊については、例えば、アマコスト元駐日大使は同じ紙面上で、沖縄所在の軍事的意義に疑問を呈するなどしていますが、米国政府と日本政府は公式に第3海兵機動展開部隊が、アジア太平洋地域の安定に欠かすことのできない大きな寄与をしているとしています。

なお、中東からアジア太平洋地域で、主な米軍基地としては、米国領土であるハワイ、グアムと北朝鮮に対峙する韓国以外では、オーストラリア(海軍の通信施設等。なお、海兵隊のローテーション展開を2012年より開始)、中東パーレーン(第5艦隊の司令部、総員3,369人)、インド洋のディエゴガルシア(海軍航空基地)、アラブ首長国連邦(ジュベル・アリ基地)などしかありません。また、このうちパーレーン基地以外は、全て数百人規模であり、総数54,529人(海軍19,041人、空軍12,403人、海兵隊20,766人、陸軍2,319人、2013年時点)の在日米軍基地とは圧倒的な規模等の違いがあります。

このように、沖縄県民の皆様を始めとする各地域が多大な負担を払って下さっている在日米軍基地は、実は、アジア太平洋地域はもとより中東までに及ぶ米軍の軍事プレゼンスの基盤を他に代替の余地のない圧倒的な役割と死活的な重要性をもって提供しているのであり、米国は、在日米軍基地なしではこれらの地域を巡る超大国としての地位とその国益を保持できないのです。

しかも、①日本ほど社会的に安定し——解釈改憲が強行され違憲立法の安保法制も衆議院で強行採決されていますが、戦後において、軍事クーデターや自衛隊の治安出動は起きていません——、②社会的に反米でなく親米で——もちろん、これも特に沖縄県民の皆様のご思いなどを共有し尊重しなければなりません——、さらには、③技術力や人的資源があり(「横須賀基地の有する日米の優秀な労働者は、ハワイからペルシア湾に至る米海軍部隊の任務遂行にとって死活的な重要性を持っている」と米海軍資料は指摘しています)、そして、④年間1,850億円余りの思いやり予算まで付けてあげている。

こんな国を、米国は世界中のどこを探しても見付けることができないのです。しかも、米国自身が認めている、世界で最も重要なアジア太平洋地域において、これほどまでの規模、役割の米軍基地を保有できる国などどこにもないのです。もし、米国が、在日米軍基地と同等のものをアジアのどこかで手に入れようと思ったら、それは、安倍総理流に言えば、何千、何万人の若いアメリカ兵の血を流しても手に入れることができないものでしょう。

日本は歴代政府が国会答弁してきたように自衛隊の自衛力で「盾」の役割を確保し、確かに日米安保条約によって、いざという時は米国の軍事力が「矛」の役割を行うことになっている。しかし、同時に、米国も日米安保条約によって計り知れない国益を得て、また、米国自身の防衛戦略を成り立たせている。私は、こうした日米同盟の本当の価値を、まるっきり売り渡してしまったのが、4月29日の安倍総理の米国議会演説だと考えています。実は、米国政府は、これまで一度も正式に日本政府に対して憲法規範を変えて集団的自衛権行使をして欲しいと要請してきたことはありません。このことは私が、岸田外務大臣より「集団的自衛権と憲法の関係につきましては我が国自身が判断する問題であり、米国政府から集団的自衛権行使容認を求められたことはございません。」と国会答弁（参決算委員会 平成26年5月12日）で確認しています。なぜなら、日米安保は米国が超大国であり続けるための、米国にとっても死活的に重要な同盟関係であり、その米国の最大国益は在日米軍基地の安定的な利用確保だからです。

この点、「自衛隊が集団的自衛権行使によりホルムズ海峡の機雷掃海をするべき」などと提言した有名な2012年のアミテージ・ナイレポートには、こうした在日米軍基地の安定利用の確保という米国にとって最大の国益についての観点からの分析がまったくありません。

重要なことは、現在の日米安保条約は、第5条において日本防衛の義務を米国が負い、第6条において日本は米国に基地提供を行うことで、お互いに釣り合いの取れた双務条約であると日本政府はずっと国会答弁してきました。しかし、安保法制によって、日本だけが米国防衛義務と基地提供義務の両方を負うことになると、日米安保条約が実体として片務条約、すなわち、不平等条約になってしまいます。そして、こうした状態において、日本が米国のために集団的自衛権を行使し、その結果、自衛隊員や日本国民が戦死するなどすれば、この不平等条約に対する批判的な国内世論が生じる可能性があります。特に、イラク戦争のような米国内においてもその正当性を疑うような戦争に日本が集団的自衛権行使を発動してしまい被害が生じた時の影響は計り知れないものがあります。それは、在日米軍基地の存在の正当性や安定性に直結する、米国にとって非常に重大極まりない問題となります。しかし、天下に名高いこのアミテージ・ナイレポートにおいては、——そもそも、全部で20ページしかなく、そのうち安全保障は9ページしかない程度のものな

のですが——、こうした日本が集団的自衛権を行使することに伴う米国の最大国益への影響分析などが全く存在せず、霞ヶ関で政策立案業務を経験し、また、国会議員としても医療や障がい者福祉の基盤制度の構築、「日本再生戦略」（2012年7月閣議決定）などの成長戦略の立案、東日本大震災復興特区法の立案などの立法活動を行ってきた私の感覚からは、端的に言えば、およそ政策分析レポートの名に値しないレベルのものであると考えます。（逆に、一種のポジションペーパーの類いのものはどの政策分野にもあるものであり、そういう位置付けのものであれば、特段のコメントはありません）

いずれにしても、在日米軍基地が米国にとっても死活的に重要な意義を有することは私が政策議論をした防衛省、外務省の官僚の皆さんの誰も否定するものではなく、また、これだけの恩恵を受けている日米安保条約に反して米国が日本防衛の義務を拒否するようなことがあれば、それは米国と同盟条約を結んでいる他国との関係を含め、米国が国際社会において超大国としての信用を一気に失う（どの国も米国との条約関係をただの「紙切れ」として信用しない）ことになることも、容易に同意が得られるところでした。

よって、それでも、日本が米国のために集団的自衛権を行使しなければ日米同盟が崩壊し、日米同盟の抑止力が現在でも将来においても保持できなくなるのであれば、安倍総理は、その理由をきちんと国民と国会に説明する必要があります。そして、それは、米国に対し、4月の米国議会演説のように、一方的に何の見返りもなく国益を売り渡すような外交の名にも値しない行為を強行するのではなく、主権国家として堂々とお互いの国益を主張し、同時に同盟国としてその共存共栄を確保しうるものでなければなりません。

最後に、日米安保条約に関して安倍総理のもう一つの国民を欺く言説について、批判を加えます。それは、「平和安全法制の整備により、米国の戦争に巻き込まれるなどというのは、全く的外れな議論です。アメリカの戦争に巻き込まれるようなことは絶対にありません。安保条約を改定したときにも、戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことは、既に歴史が、皆さん、証明しています。」（衆本会議 平成27年5月26日）との主張です。ご説明したように、例えば、朝鮮半島有事が起きた際に、在日米軍基地は米軍の北朝鮮攻略の最大かつ（韓国以外）唯一の海外軍事拠点となります。従って、北朝鮮においてそれが軍事的に可能であれば、在日米軍基地を攻撃してくることは十分にあり得ることのはず



です。つまり、日米安保条約によって日本が米国の戦争に巻き込まれる可能性は常にあると考えるのが、正しい日米同盟の評価の在り方と考えます。

そして、それが、いみじくもそれが安倍総理自らによる事例設定となっているのが、米国と交戦中の北朝鮮が日本に武力攻撃をする可能性を前提としている「米軍イージス艦防護事例」です。以上の日米安保条約・日米同盟関係の議論を踏まえて、この事例の「立法事実」の検証を進めましょう。

なお、この事例については、憲法解釈変更の立法事実たり得るためには、かつての霞ヶ関官僚の経験から、「本来は、内閣法制局でこうした論点について審査を受ける必要があった」ということを感じて頂ける程度の分析を試みました。詳細にわたるものですが、ぜひお目通しを頂きたいと思えます。結論は「立法事実」足り得ず違憲です。

もちろん、安倍内閣は一切、紙切れ一枚の審査も行わずに7.1閣議決定を強行しています。

**【参考】** 中東の国際問題やテロの問題は軍事力の行使では根本的な解決が出来ないことは米国自身の経験からも明らかになっていますが、中国の南シナ海での港湾や空港建設の問題などに対しても、ASEAN諸国と連携したかねてから協議中の自由航行確保の国際ルールの設定、フィリピンやベトナム等の当事国の海上警察機能などの強化への支援、国際社会における世論形成などで対処していくべき問題であり、日本が米国等のために集団的自衛権行使や武力行使の後方支援などで対処すべき問題ではないと考えます。特に、南シナ海への自衛隊の活動展開は、新たにガス田開発問題なども生じている東シナ海の自衛隊の警戒活動等との両立を困難とすることになります。

なお、2014年で日本にとって中国は最大の貿易相手国（総額3,092億ドル。輸出第2位、輸入第1位）、中国にとって日本は米国に次ぐ2番目の貿易相手国となっています。すなわち、日米中のいずれの国も南シナ海、東シナ海で武力衝突はできないのです（甚大な経済・金融問題を生じる）。また、仮に中国が南シナ海のシーレーン妨害を強行すればそこを航行する日本、韓国商船等への影響は日本、韓国経済（中国の最大輸入相手国）等に依存し共存する中国経済を直撃し（他方、中国は経済格差、急激な高齢化、民族問題等の重大国内課題を抱える）、同時に米中経済にも重大な影響を与えることとなります。要するに、中国問題はお互いに軍事的手段で対処し得るものではなく、

従って、日本の取るべき対中政策の在り方としては、尖閣諸島問題などについて不測事態の発生を防止するための日中海空連絡メカニズムの構築等を行いつつ、日米同盟を基軸として多国間の地域的枠組みの形成等によって、中国をいかに地域の平和と安定に責任を持つ大国として位置付けていくかの追求であるべきと考えます。

## 8. 米軍イージス艦防護の事例の分析

我が国周辺有事における米軍イージス艦防護の事例については、なぜ、それが新三要件発動の「存立危機事態」に該当しうるか、また、その前提としてなぜ自衛隊が米艦防護を行う必要があるのかについて、以下のように政府から答弁されています。

- ・我が国近隣において、我が国と密接な関係にある他国、例えば米国に対する武力攻撃が発生した。その時点では、まだ我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定されないものの、攻撃国は、我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有しており、その言動などから、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている状況にある。他国の弾道ミサイル攻撃から我が国を守り、これに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を早急にとめずに、我が国に対する武力攻撃の発生を待って対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険がある、このような場合は「存立危機事態」に該当し得る。（安倍総理 衆本会議 平成27年5月26日）
- ・定期整備、訓練などのために横須賀（注：米海軍基地）に配備されている米軍の艦艇全てが稼働しているとは限らず、また、その時々々の情勢によって同時に複数のミサイルが発射される可能性もあり、これに対処するために艦船を幅広く展開する必要がある可能性もあることなどから、米軍の艦船の防衛が手薄になる可能性はあり、こうした場合には、弾道ミサイルへの共同対処の実効性を損なうおそれがあり、自衛隊がこれを排除する必要が生じることはあり得る（中谷国務大臣 衆平和安全特別委員会 平成27年7月08日）

さらに、衆議院平和安全特別委員会での6月26日、7月3日、同10日の安倍総理の答弁によって、この内容は、以下のような具体例として明らかになっています。